

公益財団法人南信州・飯田産業センター
航空宇宙産業クラスター拠点工場 表面処理棟入居者
公募要領

令和6年9月

(公財) 南信州・飯田産業センター

公益財団法人南信州・飯田産業センター 航空宇宙産業クラスター拠点工場（表面処理棟）
入居者の公募について

（公財）南信州・飯田産業センターでは、飯田下伊那地域への航空宇宙産業の集積を図るために、特殊工程（表面処理）を行う南信州・飯田産業センター航空宇宙産業クラスター拠点工場を平成 26 年度に建設し、管理・運営をしてきました。この工場を活用して、地域内での航空宇宙産業における一貫生産体制の構築を目指しています。

本事業の概要、応募資格者、応募方法及びその他留意していただきたい点は、南信州・飯田産業センター 航空宇宙産業クラスター拠点工場表面処理棟入居者公募要領（以下「公募要領」という。）に記載するとおりですので、応募される方は、公募要領を閲読いただくようお願い致します。

なお、入居者として選定された場合には、各種法令に基づき契約等手続きを行っていただくことになります。

その他、公募要領でご不明な点等ございましたら、下記担当までご連絡下さい。

〒395-0001

長野県飯田市座光寺 3 3 4 9 - 1

（公財）南信州・飯田産業センター

担当：北原

電話：0 2 6 5 - 2 2 - 5 6 4 4

目 次

1. 事業の概要
 1. 1 背景、目的
 1. 2 施設概要
 1. 2. 1 名称
 1. 2. 2 所在地
 1. 2. 3 工場の概要等
 1. 3 公募事業（業務内容）
 1. 4 応募資格者
 1. 5 事業期間
2. 公募件数
3. 賃借料
4. 事業のスキーム
5. 選定要件
6. 選定・入居者決定の方法
7. 応募の方法
8. 応募にあたっての留意事項
9. 問い合わせ先
10. その他

1 事業の概要

1. 1 背景、目的

長野県飯田下伊那地域では、航空機産業の集積を目指し、平成 18 年から「飯田航空宇宙プロジェクト」を立ち上げ、平成 26 年には「アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」に参加するなど、先進的な活動を進めてまいりました。平成 28 年には、長野県が「長野県航空機産業振興ビジョン」を策定、平成 31 年 1 月には、飯田市座光寺地区に「産業振興と人材育成の拠点」（通称 S-BIRD）をオープンさせ、さらなる航空機産業振興に取り組んでいるところです。

航空機産業に係る当地域の課題としては、国際認証である「Nadcap」の取得などが必要となる特殊工程（熱処理・表面処理・非破壊検査等）の設備が十分ではなく、コストの増大を引き起こしていました。

そこで、(公財)南信州・飯田産業センター（以下「産業センター」という。）では、航空宇宙産業の集積を図るため、南信州・飯田産業センター 航空宇宙産業クラスター拠点工場（以下「工場」という。）を整備し、平成 26 年から稼働しています。

この工場の活用により、市場が求めるサプライチェーンの一翼を担い、地域内一貫生産体制の構築と受注機能を強化して、世界各国の競争相手に対抗しうる強い地域産業の形成を目的とします。

1. 2 施設概要

1. 2. 1 名称

公益財団法人南信州・飯田産業センター 航空宇宙産業クラスター拠点工場
(表面処理棟)

1. 2. 2 所在地

長野県飯田市松尾明 7 5 8 4 - 1 他

1. 2. 3 工場の概要等

別紙 1 参照

1. 3 公募事業（業務内容）

| 施設区分 | 公募事業名称 | 業務内容 |
|--------|--------|---|
| 表面処理棟B | 表面処理事業 | ○ニッケルメッキ ○無電解ニッケルメッキ ○クロムメッキ ○銅メッキ ○陽極処理 ○化学皮膜処理 ○不動態化処理 ○黒色酸化被膜処理 ○廃液処理等 |

※ すでに入居している企業が、事業に応募することも可能です。

1. 4 応募資格者

本工場の入居に応募できる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとします。

(1) 民間企業又は団体

※ 団体とは、次に掲げるものとします。

- ア 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合
- イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体
- ウ 法人又は任意団体であって、設立目的、運営状況、永続性等から判断して理事長が適当と認めたもの

(2) 1. 3 の業務内容における Nadcap 認証を取得済みもしくは、入居後 2 年以内に取得できること

(3) 民間企業又は団体で、JISQ9100 (AS9100) を取得していること

※ 団体申請の場合には、団体の代表企業が JISQ9100 取得していること

(4) 大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭等の公害に対して、十分な公害防止対策を行う能力がある者

1. 5 事業期間

原則として 5 年間とします。ただし正当な事由により理事長が特に必要と認めるときは、これを更新することができます。

2 公募件数

工場（表面処理棟）への公募件数は、以下を予定しています。

| 施設区分 | 名 称 | 入居者数 |
|-------|---------------|------|
| 表面処理棟 | 表 面 処 理 事 業 B | 1 者 |

※ 入居時期に関しましては、表面処理棟は、令和6年11月以降を予定しております。ただし、当産業センター都合により変更となる場合があります。

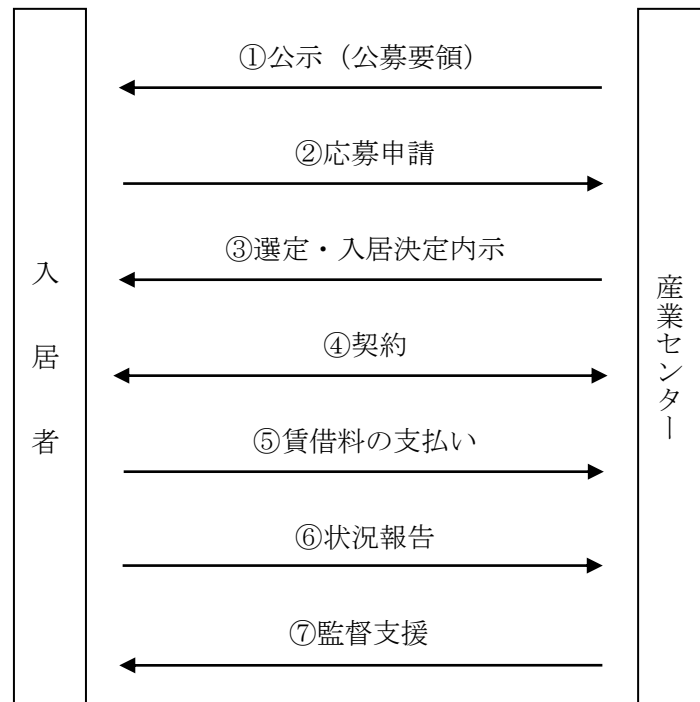
3 賃借料

各事業における施設の賃借料（月額）は、以下を予定しています。

| 施設区分 | 名 称 | 賃 借 料 (月 額) |
|-------|--|---|
| 表面処理棟 | 表面処理事業B (事業面積 340.239 m ²) ※ 共有スペース分按分を含む (小数点第5位を五捨六入) | 245,351円 (1ヶ月賃借料=事業面積×655.56円×1.1) ※ 1円未満切り捨て |

- ※ 各事業の工場（熱処理棟・表面処理棟）内のレイアウトについては、別紙1（工場の概要）を参照ください。
- ※ 賃借料は、入居者が決定した後、入居者と産業センターとの建物賃貸借契約（以下「契約」という。）により正式に決定します。また、各事業で、共有となるスペース（廊下、トイレ等）（以下「共有スペース」という。）については、各事業の占有スペースで面積按分し、賃借料を決定します。
- ※ 共有スペースを含む施設の光熱水費、警備委託費、修繕費等維持管理に関わる費用については、入居者での負担となります。

4 事業のスキーム



5 選定要件

- (1) 事業を行うための実績・能力を有し、実施体制が構築されていること
- (2) 応募内容に、事業内容・事業効果等が明確な根拠に基づき示されていること
- (3) 地域経済、地域産業への波及効果及び地域の活性化が期待できること

6 選定・入居者決定の方法

(1) 選定・入居者決定・契約のスケジュール

公募から選定・入居者決定・契約までのスケジュールは概ね以下のとおりとします。

- ① 公募要領に基づく公募（令和6年9月）
- ② 審査委員会による審査（令和6年10月上旬）
- ③ 入居者の決定（内定）（令和6年10月上旬）
- ④ 入居者と産業センターとの契約（令和6年10月中旬）

(2) 選定・入居者決定の方法

応募内容に係わる審査は以下の手順で行います（審査は非公開）。

① プレ審査（形式・内容、資格チェック）

応募書類に記載された事業内容等の各項目が、所定の要件を満たしているかどうかについて、産業センター事務局が審査します。明らかに要件を

満たしていないものは、以降の審査を行わないものとします。また、応募書類の明らかな記載ミス（書式・事業計画等）や書類の不備がある場合にも、以降の審査の対象とならない場合があります。

② 書面審査及びヒアリング審査

プレ審査を通過した応募について、審査委員会において、5 選定要件に基づいて、書面審査及びヒアリング審査（プレゼンテーションの可能性あり）を行い、その審査結果を理事長に報告します。

③ 産業センター理事会審査

審査委員会の報告を基に産業センター理事会にて審査し、入居者を決定（内定）します。

なお、審査結果については、入居者名等を産業センターホームページ等に掲載する予定です。

7 応募の方法

(1) 応募書類について

応募にあたり提出が必要となる書類は、以下のとおりです。電子ファイルは、産業センターホームページからダウンロードして使用するか、様式のレイアウトを変更しない程度に応募者自らが作成してください。

- ① 公益財団法人南信州・飯田産業センター 航空宇宙産業クラスター拠点工場入居応募書類
- ② 定款等
- ③ 応募者の企業パンフレット等、業務概要がわかる資料
- ④ 経理状況説明書（直近2期分の貸借対照表及び損益計算書を含む決算書類）
- ⑤ その他理事長が必要と認めたもの（航空機分野に実績など審査に必要な事項に係る書類など）

(2) 応募書類の提出方法

事業の応募に必要な書類と電子媒体を提出期限までに、持参又は郵送によって、産業センターへ提出してください。なお、電子メールによる提出は受け付けません。受付期間以降に産業センターに到着した書類のうち、遅延が産業センターの事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募してください。また、郵送する場合には、特定記録郵便など、配達記録の残る方法によってください。また、封筒に「航空宇宙産業クラスター拠点工場応募書類在中」と朱書きしてください。

～提出先～

〒395-0001 長野県飯田市座光寺3349-1

(公財)南信州・飯田産業センター 担当：北原

TEL：0265-22-5644

(3) 応募に必要な提出物及び提出部数

7(1)に掲げる各書類について、正本1部・副本5部を提出してください。また、書類の電子データ（パンフレット等の参考資料については不要）を保存した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）を1部提出してください（電子媒体にも、応募者名を必ず記載してください）。

(4) 受付期間

令和6年9月2日（月）から令和6年9月25日（水）17時まで

（持参の場合：土日及び祝日を除く、8時30分から17時までに持参）

（郵送の場合：令和6年9月25日（水）17時必着）

8 応募にあたっての留意事項

(1) 本事業の契約形態

本工場の入居にあたっては、入居者と産業センターとの契約を結ぶこととなります。契約については、入居者決定（内定）後に、入居者と産業センターとの間で、契約内容を協議し、契約締結を行い、入居となります。

(2) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、入居の不選定、選定の取消、契約の解除、違約金の徴収等を含む措置をとることがあります。

(3) 事業の中止等の措置

応募者は、契約発効日までの間に天災地変その他やむを得ない事由により事業の全部又は一部の運用が困難となった場合は、事業の中止等について産業センターと協議する必要があります。

(4) 応募書類の取扱い

提出された応募書類は、当該応募者に無断で、産業センター並びに審査委員会において選定の審査以外の目的に使用することはありません。

また、提出いただきました応募書類については、返却いたしません。

9 問い合わせ先

公募全般に対する問い合わせ先は下記のとおりです。

～問い合わせ先～

〒395-0001 長野県飯田市座光寺 3 3 4 9 - 1

(公財) 南信州・飯田産業センター 担当：北原

TEL：0265-22-5644 FAX：0265-24-0962

E-mail：k02@isilip.com

10 その他

(1) 産業センター担当並びに審査委員への働きかけ等により、審査の公平中立性が確保されないと判断された場合には、審査及び選定対象から除外します。

(2) 審査結果に対するご意見には対応しかねますので、予めご了承ください。